

## 地方公務員給与について

### 1 全国知事会の主張（地方公務員給与のあり方についての提言（H25. 7. 8））

- ①地方公務員給与の引下げを前提に先行的に地方交付税を削減することは、地方の固有財源である地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることとなり極めて遺憾
- ②地方公務員給与は、地方公共団体が議会の議決を経て条例で決定するものであり、労働基本権の制約の代償措置として、中立的な立場から民間給与等を総合勘案して行われる人事委員会勧告を尊重すべき
- ③地方と十分な協議を経ることなく、一方的な地方への要請は二度と行わず、今後の国・地方の公務員の総人件費等のあり方については、地方と十分に協議を行うこと

### 2 政府の対応方針（H25. 9. 27 給与関係閣僚会議）

- 今年度の国家公務員給与については改定しない
- 平成 26 年 4 月以降の給与の取扱いについて、人事院勧告制度を尊重するとの基本的姿勢に立って、総人件費の抑制、脱デフレ・経済再生の状況なども含め、国政全般の観点から総合的に検討する
- 地方公務員の給与についても、地方の意見を伺いつつ、考えていく

〔総務大臣と地方六団体代表者との意見交換会（H25. 10. 11）における総務大臣発言〕

- ・地方公務員の給与削減が地方経済に影響を及ぼしているのだということを重く受け止めたい。
- ・平成 26 年 4 月以降の地方公務員の給与については、地方の皆さんの意見を伺いつつ考えていく。

### 参考 7 月以降の動き

- 人事院報告（H25. 8. 8）
- 給与関係閣僚会議（H25. 9. 27）
- 総務大臣と地方六団体代表者との意見交換会（H25. 10. 11）